

～こころの健康だより～

月に1回、相談員を緑小学校十町分校跡地を拠点に活動するくまもとスローワーク・スクールの入江臨床心理士にお願いして、こころの健康相談を開催しています。(広報なごみでも連動して、こころの健康などについて特集を掲載しています。)

「みんなちがって、みんないい」

“みんなと同じでなければならない”と、強く求められ、苦しい思いを抱えている人は少なくありません。「あなたは、私達と違うから」と、孤立を強いられ、自分らしさを発揮できなくなったり、「みんなと仲良くやれないのは、あなたの方に問題があるからじゃないの?」といった理不尽な言葉に追い詰められて、自信をなくしてしまう人もいます。大人でも子どもでも同じようなことが見受けられます。

こころの相談(心理相談)では、じっくり、ゆっくり、お話を聴くことで、“悩んでいる心のありよう(悩みの捉え方)が変わって、気持ちが楽になる”ことを目指します。それだけではなく、このように周囲からひどく不当な扱いを受けて元気を失くしている方には、苦しい気持ちをお聴きしながら、“安心して生活できる、自分らしさを発揮できる場、時間をもつこと”を一緒に考えていくこともあります。

首の長いキリンは、ジャングル(密林)地帯では生きづらいけれど、草原地帯ではのびやかに生きることができます。人間も同じです。自分らしさを見失うほど、ひどい苦痛を受け続ける場所に我慢して留まるよりも、自分に合う環境を選ぶことで、元気を取り戻せることはよくあることです。

4月から「障害者差別解消法」が施行されます。内閣府は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する」ことを目的としています。

障がいをお持ちの方々が安心・安全に、自分らしく暮らせるための地域社会であること、そして、障がいの有無にかかわらず、子どもも大人も、すべての人が、それぞれの違いや個性を認めあい、共に助け合い、支えあえる地域社会をつくっていくことも、私達一人ひとりのこころの豊かさにつながるように思います。

3月の『こころの相談』

と き

と ころ

費 用

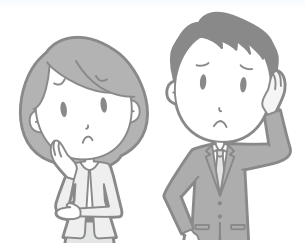
3月24日(木)

午後1時～5時

和水町保健センター(三加和公民館隣)

無料

(相談は、予約制です。ご利用の際は、匿名で結構ですでお問い合わせください。)



問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724

10kw以上の太陽光発電設備は課税の対象です

地方税法第383条の規定により、1月1日現在で所有している償却資産については、その資産が所在する市町村長への申告が義務付けられています。

地面や家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合は、償却資産(固定資産)に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。下記の表をご覧ください、対象となる資産を所有されている場合は、償却資産の申告をお願いします。

＜設置者および発電規模別の課税区分＞

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電にかかる設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産としての課税の対象となります。	

申告が必要な資産について申告漏れがあった場合、地方税法の規定により、資産を取得された年の翌年度(最大5年間)までさかのぼって課税することになりますので、ご了承ください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 固定資産税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111(内線754)

和水町奨学生募集します

和水町では、平成28年度奨学生を募集します。進学できる能力があるにもかかわらず、経済的理由で修学困難な人に対して学資金を貸与し、将来有能な人材を育てることを目的としています。

資 格

- ・3年以上和水町に在住する人の被扶養者
- ・高校程度または大学程度の学校に在学
- ・学術優秀、品行方正でかつ学資の支払いが困難と認められる人

奨学金の額(月額)

高校程度(高等専門学校・高等専修学校含む) 10,000円
大学程度(短大・専門学校・大学院含む) 30,000円

貸与期間

正規の就学期間

返 還

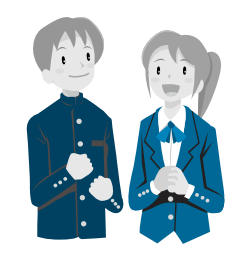
卒業の1年後から貸与期間の1.5倍の期間内

受付期間

3月1日(火)～3月31日(木)

提出書類

- ① 奨学生願書・推薦調書(町の定める様式)
※町ホームページからダウンロードできます。
- ② 成績証明書(学校発行のもの)
- ③ 合格通知書の写しまたは在学証明書
- ④ 世帯全員の所得証明書



申し込み・問い合わせ先 本庁 学校教育課 学校教育係 ☎0968・86・3131